

## 中国深セン

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地主商業センター12階1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

## 中国上海

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号楼6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

## 中国北京

北京市東城区  
灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

## 台湾台北

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

## シンガポール

セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

## 米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## 中国大使館・領事館の認証サービス

中国大使館・領事館は、当地の公証機関又は特定の機関によって発行され、当地の外交機関又は指定の機関によって認証され、使用のために中国に送られる公正証書又は証明書類の認証サービスを提供できます。

中国大使館・領事館は、当地の外交機関又は指定の機関の公認職員の署名及び印鑑の真実さの程度を確認するのみです。書類の発行機関は書類の内容に対して責任を負います。

1. 申請者が所在する国が中国と外交関係が維持している場合、当該国によって発行された公正証書又は証明書類を中国の大使館・領事館に提出する前に、当該国の外交機関又は指定の機関によって認証される必要があります。
2. 申請者が所在する国が中国と外交関係が維持していない場合、当該国によって発行された公正証書又は証明書類をまず当該国の外交機関又は指定の機関によって認証され、中国と外交関係が締結している第三国の大使館・領事館によって認証された後、その第三国の中国大使館・領事館によって認証される必要があります。
3. 中国大使館・領事館の認証サービスの費用及び要件は、申請者が所在する国の中国大使館・領事館までお問い合わせください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)

Skype: kaizencpa